

ごみステーション整備事業補助金制度概要

① 補助対象者

- (1) ごみステーションを設置する区及び自治会
- (2) ごみステーションの管理者

② 補助対象経費

- ・物置、組立式ごみステーションなどの施設の新設、増設又は改設に係る経費
 - ・ごみステーションの改修に伴う、既存施設の撤去に係る経費
- ※ごみステーションの設置場所の土地の取得又は賃借に係る経費は除く

③ 補助金額

1つのごみステーションにつき、予算の範囲内で対象経費の 10分の10以内
上限 20万円 (1,000円未満の端数は切り捨て)

④ 申請に必要なもの

申請時

- ・ごみステーション付近の見取図
- ・見積書の写し
- ・ごみステーションに設置する施設の構造等が分かる書類

設置完了後

- ・領収書の写し
- ・整備後のごみステーションの写真

⑤ その他

- ・地区等が管理し、市が委託した事業者が収集を行う「ごみステーション」が対象となります。
- ・物置などの固定式の施設を設置する際、設置場所の土地所有者または管理者の許可が必要となる場合は、事前に許可を受けてください。
- ・補助金の交付を受けることができる回数は、1か所のごみステーションにつき1回までです。ただし、次の場合は再申請ができます。
 - 災害、盗難等により整備の必要がある場合
 - 補助金の交付を受けた日から起算して5年を経過したごみステーションを整備する場合
- ・ごみステーションは適切に維持管理し、常にその清潔を保持するよう努めてください。
- ・物置などの固定式施設の戸締りや、組立式ステーションの収納など、収集における施設などの管理について、市及び収集事業者と事前に協議し、収集業務に支障がない範囲で行います。
- ・カラス除けネットが必要な場合は、必要枚数を配布しますので、詳しくは下記までお問い合わせください。